

Theme *

事業承継を
取り巻く現状

～ 財産の承継 ～

前回は中小企業の経営の承継について紹介させて頂きました。
今回は財産の承継についてその準備と対策をご紹介致します。

【早すぎることはない！財産の承継準備】

個人財産を移転する際には、所得税、相続税もしくは贈与税が発生する場合があります。とりわけ中小企業の経営者様は、代表者交代による自社株式の移転時に多額の納税が発生することがあります。

今回は、「自社株式の移転対策」と「個人財産の相続対策」についてご紹介いたします。

1. 自社株式の移転対策

スムーズな承継を実施するためには、経営の承継のほかに自社株式の移転についても考慮していかなければなりません。



自社株式の評価を行うことの重要性

株価は、自社の決算内容のみならず上場株式の相場によって決算期ごとに大きく変動します。そのため毎期評価を行うことで、評価の低い年には多く移転、高い時には少なく移転することを検討できます。

自社株式の移転

自社の利益が大きく減少したり、上場株式の株式市場が悪化した際にも評価には影響するため、タイミングを見計らい多くの自社株式を移転するのがポイントとなります。

自社の利益が2期連続赤字の場合はこの限りではない

移転方法

大きく分けて3つあり、「事業承継税制」も利用可能な場合があります。

後継者である相続人等が自社株式の移転を行う場合に一定の要件を満たすと評価額の全部又は一部に係る納税の猶予や免除を受けることができる制度

・売買による移転 ・贈与による移転 ・相続による移転

併せて！！

代表者の退職金準備

早期に準備しておくことが必要

生命保険等を上手に活用するのがポイント

退職金支給時に株式の移転

移転時に税負担が少なくなるケースも

Theme *

事業承継を
取り巻く現状

～ 財産の承継 ～

今回は中小企業の経営の承継について紹介させて頂きました。
今回は財産の承継についてその準備と対策をご紹介します。

2.個人財産の相続対策

平成27年から相続税の増税が始まり、相続がより身近な税金となりました。



まずは現状把握を行う

財産の棚卸を行い、相続税の財産評価額を把握し、現在及び将来にかけて、いくら納税負担が生じるのかを試算する(評価はおおまかではなく、最初の段階で詳細に把握しておくとの判断を正確に行うことができる)

問題点の洗い出し

- ・納税資金は十分あるか
- ・生命保険金の受取人が配偶者控除の適用により納税の負担がない配偶者になっていないか
- ・会社への多額な貸付金はないか
- ・自社株式の評価が上昇しすぎていないか・・・など

個人財産を整理する

- ・不要な財産がないか
 - 利用していない銀行口座
 - 残高の少ない証券会社の口座
 - 不動産(空家、利回りの悪い収益不動産、遊休地)
 - 住まなくなった自宅を一定期間内に売却すると税務上の優遇を受けることができる
 - 名義預金、名義保険
 - 実際に管理・所有しているのは本人であるのに家族の名義を借りているに過ぎないもの
- ・生前贈与等を活用し、相続財産を減らす方法を検討できないか

準備できて
いますか？

遺言書の作成

遺言書の作成により争族の回避(遺留分に配慮)
相続をめぐるトラブルが増加傾向
遺言書は後で破棄・書換が可能

事業承継についてのご質問やその他ご相談などございましたら、監査担当者までご連絡下さい。